



平成 26 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 出 斉
(コード番号：3658 東証第一部)
問 い 合 っ せ 先 取 締 役 管 理 部 長 磯 江 英 子
(TEL. 03-3518-9544)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条第 1 項および第 2 項、ならびに第 240 条の規定に従い、下記のとおり新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施します。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役および従業員に対し、新株予約権を有償で発行するものです。

なお、本件は「2. 新株予約権の発行要領(7)新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社の業績が、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となります。本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 4,798,400 株に対し最大で 2.5%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権はあらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従って本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者および割当てる新株予約権の数

当社および当社子会社の取締役および従業員 32 名 1,200 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権（発行要領に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株

式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,212 円とする。

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成 29 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日までとする。

(5) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成 27 年 1 月期乃至平成 36 年 1 月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、税引前当期純利益額（連結財務諸表を作成している場合は、税金等調整前当期純利益）の金額が一度でも 10 億円を超過した場合、当該有価証券報告書の提出日の翌月 1 日以降、本新株予約権を権利行使することができる。

なお、適用される会計基準の変更等により、税引前当期純利益額（連結財務諸表を作成している場合は、税金等調整前当期純利益）の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を定めることができるものとする。

② 本新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役、または従業員であることを要する。

③ 上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が、当社または当社関係会社の取締役、監査役、または従業員の地位をいずれも喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

④ 上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお、本新株予約権者が権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

⑥ 本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号のうち 1 つにでも該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 本新株予約権者が当社または当社関係会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則

に定める懲戒処分を受けた場合

- イ 本新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役である場合において、会社法第 331 条第 1 項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ウ 本新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 1 号に規定する競業取引を行った場合
 - エ 本新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 2 号または第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合
 - オ 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - カ 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- (8) 当社が新株予約権を取得することができる事由
- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が、上記(7)の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④ 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(4)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 上記(5)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(8)に準じて決定する。
- ⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本(9)に準じて決定する。
- ⑪ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (12) 新株予約権の数
1,200 個
上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (13) 新株予約権と引換えに払込む金銭
本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権 1 個あたり金 1,018 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）が算出した結果を参考に、当該評価結果と同額に決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断している。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成 26 年 10 月 9 日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値 1,212 円/株、株価変動性 69.8%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.5%や本新株予約権の発行要領に定められた条件（行使価額 1,212 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。
- (14) 新株予約権の割当日
平成 26 年 10 月 28 日
- (15) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 26 年 10 月 31 日
- (16) 申込期日
平成 26 年 10 月 27 日

以上